

公告第317号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和6年9月2日

郡山市長 品川 萬里

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1 契約番号	2024003936
2 契約件名	開成山屋内水泳場競技リザルトシステム等賃貸借及び保守業務 (長期継続契約)
3 施行場所	開成山屋内水泳場 (郡山市開成一丁目5番12号)
4 契約期間	契約締結の日から令和11年10月31日まで
5 賃貸借期間	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで
6 概 要	競技リザルトシステム及び電光表示盤制御システム一式の賃貸借及び 保守
7 支払条件	月額払 (60回)
8 その他	(1) 本件は、紙による入札により執行するものとする。 (2) 入札参加に関する様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。 (3) 本件は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の17及び郡山市契約規則 (昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。) 第42条の2に基づく長期継続契約である。

第2 入札手続に関する日程等

内容	日時（期間）	手続方法等
1 仕様書等の配布期間	公告の日から 令和6年9月10日（火）まで	電子メールにより送付
2 仕様書等に関する質問期間	公告の日から 令和6年9月5日（木） 午後4時まで	電子メールにより質問書を提出
3 質問の回答期限	令和6年9月9日（月）まで	郡山市ウェブサイトにおいて回答を公表
4 入札参加申請期間	公告の日から 令和6年9月11日（水） 午後5時15分まで	持参又は郵送により申請
5 入札参加資格確認結果通知期限	令和6年9月13日（金）まで	郵送により通知

第3 入札執行場所及び日時

- 1 場所 郡山市役所 西庁舎5階 5-2-1会議室
- 2 日時 令和6年9月19日（木） 午後1時30分

※郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第4 入札に参加する者に必要な資格等

本件に参加することができる者の資格は、次の各項に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 公告日から過去2年以内に国又は地方公共団体とその種類が同程度の賃貸借契約を複数回にわたり締結し、これを全て誠実に履行し、又は、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者であること。

なお、当該契約の終了又は継続中は問わない。

第5 仕様書、各様式の配布方法

入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札

参加希望者」という。)に対する、本業務に係る仕様書等(以下「仕様書等」という。)の写しの配布は、電子メールの送付にて対応する。そのため、入札参加希望者は、電子メールの件名を「開成山屋内水泳場競技リザルトシステム等賃貸借及び保守業務(長期継続契約)に関する仕様書等希望」とし、メール本文には法人名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載し、文化スポーツ部スポーツ振興課宛てまで電子メールすること。

なお、郵送、ファクシミリ等による配布は行わないものとする。

郡山市文化スポーツ部スポーツ振興課

メールアドレス sportsshinko@city.koriyama.lg.jp

電話番号 024-924-3441

第6 仕様書等に対する質疑応答

1 仕様書等に対する質問がある場合は、本公告第2の2に掲げる質問期間内に仕様書等質問書を文化スポーツ部スポーツ振興課宛てまで電子メールにより提出するとともに、到達確認のため電話で報告を行うこと。

なお、仕様書等質問書は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

2 質問に対する回答は、郡山市ウェブサイトにて公表する。

第7 入札参加の申込み

1 入札参加希望者は、仕様書等の内容を熟読した後、本公告第4に掲げる資格基準について、入札参加申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を郡山市長に提出し、当該案件に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。(申請書等は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。)

なお、期限までに申請書等を市長に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

2 申請書等の受付

(1)期間 令和6年9月2日(月)から令和6年9月11日(水)まで(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)

(2)時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(3)場所 郡山市役所 本庁舎5階 文化スポーツ部スポーツ振興課において行う。

なお、郵送により提出する場合は、書留等の配達完了の確認ができる方法によることとし、入札参加申請期間内に到着したものに限り。

3 確認結果の通知

郡山市長は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を入札参加資格確認通知書により令和6年9月13日(金)までに通知するものとする。

4 入札参加の辞退

申請書等の提出後に当該参加申込みを辞退する場合には、入札辞退届を提出すること。

第8 入札保証金

免除とする。

ただし、入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約

を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は、入札金額の100分の5に相当する額を、一部を免除された者にあつては入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を納めること。

第9 入札書に

落札決定に当たっては、入札書に

なお、入札書には「月額」を記載すること。

第10 入札の中止等

本件に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第11 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第12 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は原則2回を限度とする。）
- 3 入札結果は郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行わなければならない。
- 2 本件は、電子契約により締結できるものとする。
- 3 落札者が、電子契約による締結を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス申出書を郡山市へ提出するものとする。
- 4 契約書は郡山市が作成するものとする。
- 5 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 6 前項の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、郡山市は一切の責めを負わないものとする。

第14 契約保証金

規則による。

第15 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には契約件名を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、規則によるほか、開成山屋内水泳場競技リザルトシステム等賃貸借及び保守業務（長期継続契約）入札参加者心得による。

第16 その他

- 1 この入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加申請者及び入札者の負担とする。
- 2 入札参加者及び入札者は、入札後に、本入札公告及び仕様書等の内容について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。
- 3 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 4 その他不明な点については、郡山市文化スポーツ部スポーツ振興課（電話番号 024-924-3441）まで問い合わせること。